

浜松市飲食店パーテーション設置支援事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、継続的な感染対策に資する事業を実施した、飲食店を営む中小企業者等に対し交付する浜松市飲食店パーテーション設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 浜松市の区域内に存する食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を有する店舗をいい、持帰り・配達飲食サービスのみの店舗その他飲食店の店舗において飲食をする場所を有しない店舗を除く。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等をいう。
- (3) 店舗 飲食店の用に供される場所をいう。
- (4) フードコート 飲食店で購入した商品の飲食を主たる目的として設置された共有の場所をいう。
- (5) パーテーション 飛沫による感染防止を目的として客同士又は従業員等と客を分けるために設置する間仕切りをいい、棚や観葉植物など間仕切り以外の効果、効能を有するものを除く。
- (6) 従業員等 店舗の経営者、従業員、その他納品業者などの店舗内における最終消費者以外の者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、中小企業者等が店舗又はフードコートにおける、客が飲食するテーブルやカウンターの上等にパーテーションを設置する事業とし、補助対象経費は、パーテーションの購入経費（次項各号に掲げるものを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 主として、従業員等間の感染防止対策のために設置する場合
- (2) 客同士又は従業員等と客との感染防止につながらない場所に設置する場合
- (3) パーテーションの材質、構造等により飛沫防止にならないと認められる場合

- (4) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助金対象経費としない。
- (1) パーテーションの設置工事費
 - (2) パーテーションを製作するために購入した材料費
 - (3) 補助金対象事業と同一の購入経費において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのあるパーテーションの購入経費（市長が認める場合を除く。）

(補助事業者)

第4条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 浜松市内で飲食店を営業している中小企業者等又はフードコートの管理をしている中小企業者等
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者（市長が認める者を除く。）
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前号アからエに該当する者が、経営に事実上参画していないこと
- (6) 市長が、補助金交付対象事業の店舗の名称その他補助金の活用状況を取りまとめ、これを浜松市ホームページその他の方法により公表することに同意すること

(事業期間)

第5条 補助金対象事業の期間（以下「事業期間」という。）は、令和2年12月10日から令和3年2月28日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で第3条に規定する補助対象事業の1/2以内とし、補助事業者1件当たりの補助金の額は、200千円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和2年12月14日から令和3年2月28日までに、郵送又は電子情報処理組織を利用した方法により申請しなければならない。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証の写し又はフードコートの管理をしていることが分かる書類
- (2) 補助対象経費の支出内容が分かる書類
- (3) 前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する補助金の交付及びその額を決定する。

- 2 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金を交付することにより行うものとし、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第2号様式）による通知をもって行うものとする。
- 3 前項の規定による補助金の交付は、補助金交付申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

(立入検査等)

第9条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に当該対象店舗等、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則第17条第1項各号に該当するとき
- (2) 補助金の申請又は補助対象事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき
- (3) 補助金の交付後に、補助金対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けたとき（市長が認める場合を除く。）
- (4) 正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき
- 2 前項の規定による補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 4 規則第18条の規定による返還命令書の通知は、補助金交付取消決定及び補助金返還命令書（第3号様式）による。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。